

## 論点 7

## その他検討が必要な事項

## 1. 効率的、効果的な管理体制の構築

## (ア)現状と課題

保護林設定要領（平成元年4月11日元林野経第25号）において、森林生態系保護地域又は森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合は、森林管理局に、設定しようとする当該保護林ごとに委員会を設置することとなっている。設定後については特段の規定はない。

また、森林生態系保護地域又は森林生物遺伝資源保存林以外の保護林は、委員会等について特段の規定はない。

## (イ)方向性

森林管理局に、すべての保護林を検討対象とする委員会を設置し、関係する委員会を整理・統合する。

## (ウ)具体的なイメージ

- 個別の保護林ごとに設定している委員会、生物多様性に関する各種委員会等を統合し、簡素な体制の下、保護林の設定や設定後の管理等について検討を行う。
- 個別の専門的な課題に対応できるようにするため、委員会の下に分科会等を設置できることとする。

## 2. 保護林区分の整理、統合

## (ア)現状と課題

平成元年の保護林制度の改正により、保護林区分は7区分となり、現在まで維持されている。区分には、原生的な森林生態系を一体的に保存するものから、市町村の要望により設定するものまであり、幅広い内容となっている。

## (イ)方向性

今回の保護林制度の検討状況及び他制度の充実を踏まえ、保護林区分の簡素化を検討する。

## (ウ)具体的なイメージ

設定の考え方が近似している保護林について、その整理を検討する。

また、保護林制度の目的を見直した場合、他制度による管理が望ましいこととなる一部の保護林について、他制度を活用した管理を検討する。